

## 第 11 回 第 1 農地部会議事録

日 時 平成29年11月16日(木) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 泰弘・2 太田 義政・4 田村 明・5 前川 洋子  
10 川口 邦次・11 横山 帛生・12 浅生 哲也・13 平井 秀次  
19 佐野すま子

以上9名

欠席委員 3 坂倉 行光・8 喜多 義幸・9 石井 康宏・21 坂野 大徹  
24 川邊 千秋

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長職務代理者 平井 秀次

事務局職員 藤井事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：倉田主事補 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 4 田村 明・5 前川 洋子

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)  
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

- 議 長            それでは、第11回第1農地部会を開催させていただきます。  
                  本日の欠席は、3番 坂倉行光委員、8番 喜多義幸委員、9番 石井康宏委員、21番 坂野大徹委員、24番 川邊千秋委員の5名でございます。出席委員は9名です。  
                  それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。  
                  4番 田村明委員、5番 前川洋子委員、よろしく申し上げます。  
                  まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局            大変失礼ですけど、座って説明させていただきます。よろしくお願いいいたします。  
                  議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。  
                  1件取り下げが出ておりますので、まず、ご訂正のほうよろしくお願いいと思います。  
                  報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についての中でございます。  
                  12番、辰水の案件でございます。こちら取り下げということで報告をいただきましたので、抹消のほうをよろしくお願いいいたします。  
                  内容についてご説明させていただきます。  
                  番号1から25で、2ページになりますが、合計件数は1件抹消があったということで24件、合計面積はこれも1件抹消の関係で5万5,313㎡、内訳としまして、田がこれも減らさせていただいております。5万2,372㎡です。畑で2,941㎡でございます。  
                  これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。  
                  2ページから8ページをお願いいたします。  
                  報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
                  番号1から12で、8ページになりますが、件数は合計で12件、合計面積は8万8,817㎡、その内訳は田が5万2,408.57㎡、畑が3万6,409㎡でございます。  
                  これらにつきましては、相続の届出でございます。  
                  なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。  
                  9ページをお願いいたします。  
                  報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。  
                  番号1及び番号2、一般個人住宅用地  
                  番号3、倉庫用地  
                  番号4、貸駐車場用地  
                  番号5、共同住宅用地  
                  番号6、駐車場用地  
                  以上、件数は6件で、合計面積は2,988.97㎡、その内訳は田が1,

093㎡、畑が1, 895.97㎡でございます。

10ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、駐車場用地

番号2、長屋住宅用地

番号3、共同住宅用地

番号4、駐車場用地

番号5、一般個人住宅用地

番号6、共同住宅用地

番号7、資材置場用地

番号8、駐車場用地でございます。

以上、件数は8件で、合計面積は5,217㎡、この内訳は田が3,099㎡、畑が2,118㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地の1件で、面積は畑で492㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転でございます。

番号1、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は畑で482㎡、取得年月日は平成3年9月12日でございます。

番号2、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は畑で204㎡、取得年月日は昭和51年12月5日でございます。

この2案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議 長

どうもありがとうございました。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

13ページ、14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、面積 3万6,808㎡、渡人 \_\_\_\_\_外2名、面積 2,473㎡、申請地 大里睦合町北石橋\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2,473㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,855㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1万5,136㎡、申請地 高野尾町中町\_\_\_\_\_、台

帳地目・現況地目とも畑、面積 284㎡外3筆、合計面積 960㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,855㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 7,465㎡、申請地 高野尾町中町 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 132㎡外7筆、合計面積 2,317㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 椋本、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,386㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 582㎡、申請地 芸濃町椋本菖蒲谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,183㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,718㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,718㎡、申請地 芸濃町中縄藤洒井 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 561㎡外7筆、14ページをお願いします。合計面積 4,676㎡。

これにつきましては、親子間での生前一括贈与です。

以上件数は5件、合計面積は、1万2,609㎡、このうち田が5,569㎡、畑が7,040㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。  
事務局のご説明が終わりました。  
地元の委員の意見を伺います。  
まず、番号1。

事務局 本日、坂倉委員ご欠席をされておりますが、事務局のほうへご連絡を事前になさっていただいております。番号1、番号2及び番号3について、特に問題ないとのことご連絡いただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 続きまして、4番お願ひします。

川口委員 10番、川口です。4番・5番を一括して説明させていただきます。両案件とも地元推進委員と現地確認をしたところ特に問題もなく、あとは事務局の説明どおりです。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
地元委員さんからは、異議のないということの発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、議案第1号につきましては許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>番号1、地区 安東、申請者 _____、申請地 安東町大土井_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 827㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものですが、6月ごろ既に着工しており、始末書が添付されておりますことから追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第1種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員のご意見を伺います。</p> <p>1番、安東、どうぞ。</p>
太田委員	<p>2番、太田です。先ほどの事務局の説明にもありましたけども、今年の初め1月頃に畑造成ということで届出をされた場所になりますが、夏頃に実施した農地パトロールにおいて、事前着工を確認し、指導のもと提出された案件になります。大変恐縮ですが、始末書も提出されていることから問題ないと思いますが、まだ少し懸念することがあるため、結果を注視しようと思っています。</p> <p>なお、内容は_____で居住する案件です。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんからは、異議のないということの発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第2号につきましては許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p>

番号1、地区 一身田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田豊野ほノ坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 849㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、383.76㎡、転用面積の45.2%に当たります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田豊野ほノ坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 839㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、369㎡、転用面積の43.9%に当たります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 渋見町市場\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 14㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地に排水管を埋設するものです。

農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号4、地区 安東、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 安東町山神戸\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 113㎡外2筆、合計面積 493㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、221.4㎡、転用面積の44.9%に当たります。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 上野、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町久知野橋爪\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 323㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

次の番号6、地区 辰水でございます。この案件につきましては取り下げをされております。申し訳ございません。

番号6については、抹消のほうよろしくお願いをいたします。

番号7、地区 安濃、受人 (有)\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多宮ノ裏\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 29㎡。

これにつきましては、受人は、平成22年1月ごろから既に道路として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町曾根前\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 261㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多見泥\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 177㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場

用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 香良洲、受人 \_\_\_\_\_(株) 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町大新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,091㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、594㎡、転用面積の54.4%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は、1件取り下げがございましたので、合計9件、合計面積は、4,076㎡、このうち田が2,025㎡、畑が2,051㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

1番、2番、一身田になります。

田村委員

4番、田村です。1番、2番は隣接地で内容は同じですが、11月10日、地元推進委員と現地確認をいたしました。先月、取消願が承認されたところですが、許可日の時期の関係で再度申請に至ったということです。事務局の説明どおりで問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、3番、4番、安東。

太田委員

2番、太田です。3番は、申請地の南側に居住する人の生活排水を流す、排水管を埋設するための敷地として利用するものです。従来から排水管は埋設されておりましたが、耕作に支障はなく、このたび所有権移転の合意に至ったことから転用するという案件です。

4番は、申請地のすぐ西側にも太陽光ができ、集落の中まで太陽光が攻めてきているという状況です。農地法上、不許可となるような要件は満たしていないので、問題ないと思います。

また、いずれも地元推進委員、事務局との現地調査を実施しております。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、上野。

事 務 局

5番、上野につきましては、喜多部会長の担当地区になりますが、本日ご欠席ということで、事前に問題ないというご連絡を頂戴しております。よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、7番、8番、9番、安濃お願いします。

浅生委員 12番、浅生です。7番の件は先月に許可された隣接地になりまして、地元推進委員と現地調査を実施したところ、別に問題なしということでよろしくお願ひします。

8番、9番につきましても、地元推進委員と現地調査を実施し、いずれも問題なしと判断に至りました。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、10番、香良洲、お願ひします。

太田委員 1番、太田です。10日の日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員と立ち会いの下現地確認をいたしました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。  
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 どうもありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第3号につきましては許可することに決定いたします。  
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願ひします。

事務局 17ページをお願ひいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 椋本、借人 \_\_\_\_\_(株) 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本墓沢\_\_\_\_\_, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,388㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、426.8㎡、水路用地及び隣接田への進入路を確保するため利用率といたしましては、転用面積の30.7%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、借人 \_\_\_\_\_(株) 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本墓沢\_\_\_\_\_, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 991㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、256.08㎡、土地が不整形地でありますことから転用面積の25.8%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明、借人 \_\_\_\_\_(株) 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸



人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町楠原御手洗\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 872㎡外2筆、合計面積 3,916㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,603㎡、転用面積の40.93%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は、6,295㎡、このうち田が3,916㎡、畑が2,379㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

まず、1番、2番、3番をお願いします。

川口委員

10番、川口です。1番、2番につきまして、会長、部会長、地元推進委員で現地確認を実施させていただきました。申請地は、これまでも太陽光施設用地で許可されている隣接地であり、地元推進委員からも特に指摘事項も出されず、問題ないということでございます。

次に、3番ですけど、「まちなみ景観保全地区」の指定になっておりますが、太陽光設置業者より自治会への説明、地元要望の受託等、連携がとれています。地元推進委員からも特に意見もないため、問題はないと考えます。以上です。よろしく。

議 長

ありがとうございました。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第4号につきましては許可することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局

18ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 大里川北町東谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 35㎡外2筆、合計面積 238㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 明合、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町東観音寺北浦\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 293㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町野口下合野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 851㎡のうち485㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は、1,016㎡、このうち田が778㎡、畑が238㎡です。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

まず、1番、大里。

事務局

1番の大里につきましては、坂倉委員の担当地区でございます。事前に問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、2番、3番、明合お願いします。

浅生委員

12番、浅生です。2番の件ですが、地元推進委員と現地調査をしましたところ、特に問題ないということでした。

3番につきましても、地元推進委員と現地調査をしましたところ指摘事項はなく、土地改良区からも意見書が提出されていることから、事務局の説明どおりで問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第5号につきましては許可することに決定いたします。

次に、別冊でお配りいたしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願い

いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集積表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で32万4,003㎡、契約件数は113件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で2万2,470㎡、契約件数は8件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で14万4,852㎡、畑の賃貸借で704㎡、契約件数は32件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8万3,775㎡、畑の使用貸借で977㎡、契約件数は21件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で4,234㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、畑の使用貸借で4,475.7㎡、契約件数2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて57万9,334㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で6,156.7㎡、合計契約件数は178件、合計面積は58万5,490㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で59件、河芸地区7件、安濃地区27件、芸濃地区15件で合計108件、合計面積は50万6,638㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で61%、面積では87%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、審議をお願いします。

まず、整理番号47外9件についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この10件について、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございました。 入室してください。
	< 入 室 >
議長	次に、整理番号142外4件についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議長	この5件についていかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございました。 入室してください。
	< 入 室 >
議長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 それでは、議案第6号について全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 以上で、第11回第1農地部会を終了いたします。
	午前10時40分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年11月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_